

令和4年11月11日更新
安来市市民支援制度一覧

カテゴリー	担当課・問合せ先	支援の事業名	支援概要	支援の額、補助率	対象	募集・決定の時期	QRコード
住まい	自治体DX推進室 ☎23-3121 やすぎどじょっこテレビ ☎22-5050	行政告知端末の設置費助成	市内の住宅、事業所等への行政告知端末設置に対し費用の一部をやすぎどじょっこテレビを通し助成	告知放送を利用する場合の告知端末機器代、光ケーブル引込工事費等を全額助成。 ※宅内工事は別途、費用がかかります。	行政告知端末を設置する者	令和4年4月1日～令和5年3月31日	
	やすぎ暮らし推進課 ☎23-3059	空き家改修事業補助金	空き家バンク登録物件の改修に対し費用の一部を助成	改修に要する費用の2分の1（上限100万円）	改修した空き家に3年以上居住する見込みのある者、またはその者と賃貸借契約を締結する空き家所有者	随時	
	建築住宅課 ☎23-3325	木造住宅耐震化等促進事業補助金	既存木造住宅の耐震化等を促進するため木造住宅の耐震診断、耐震改修、解体工事を行う者に対し費用の一部を助成	▼耐震診断費用の9/10（上限6万円） ▼耐震補強設計に要する費用の2/3（上限40万円） ▼耐震改修工事に要する費用（34,100円/㎡を限度）の23/100（上限83.8万円） ▼耐震改修工事と併せて行う住宅修繕工事に要する費用の1/5（上限80万円） ▼解体工事に要する費用の23/100（上限40万円）	市内に住宅（昭和56年5月31日以前に建築）を所有している人 ※耐震診断を除くメニューは、上部構造評点が1.0未満の木造住宅が対象	4月から概ね10月末まで ※年度内事業完了が要件	
	建築住宅課 ☎23-3325	老朽危険建築物等除却助成事業補助金	老朽化で倒壊等危険性のある不良木造住宅または空き家等（条件あり）の除却費用の一部を助成	除却費用（標準除却費：令和4年度28,000円/㎡が限度）の4/5。上限100万円。	老朽危険建築物等の所有者・相続人、老朽危険建築物等の存する土地の所有者	4月から概ね10月末まで ※年度内事業完了が要件	
	建築住宅課 ☎23-3325	ブロック塀等安全確保助成事業補助金	ブロック塀等の除却または建替えに要する費用の一部を助成	対象工事に要する費用（補助対象ブロック塀等の長さ1メートル当たり8万円を限度）の2/3（上限一敷地当たり26.4万円）	市内にブロック塀等を所有する人で、市税の滞納がないこと	4月から概ね10月末まで ※年度内事業完了が要件	
コミュニティ・自治会	地域振興課 ☎23-3067 広瀬地域センター ☎23-3205 伯太地域センター ☎23-3303	地域づくり支援事業 地域魅力アップ事業	市内の地域課題に対し、活力ある集落・地域づくりに向けて、住民自らが取り組む事業を支援	対象事業費の2/3以内（上限20万円）	市内に居住する5人以上の者で組織される民間団体	随時募集 ただし、年度内に実績報告を行うこと	
	地域振興課 ☎23-3067	地域づくり支援事業 地域ジャンプアップ事業	地域魅力アップ事業の要件を満たした上で、要件を追加し、より規模の大きな事業を支援	対象事業費の2/3以内（上限50万円）	市内に居住する5人以上の者で組織される民間団体	随時募集 ただし、年度内に実績報告を行うこと	
	地域振興課 ☎23-3067	地域づくり支援事業 小さな拠点づくり推進事業	日常生活を営む上で、必要なサービスが利用できる環境を地域で確保する事業を支援	対象事業費の全額（上限25万円、ただし、複数の交流センターエリア）	市内に居住する5人以上の者で組織される民間団体	随時募集 ただし、年度内に実績報告を行うこと	
	地域振興課 ☎23-3067	コミュニティ施設整備支援事業	自治会の集会施設の改修・修繕・新築等の施設整備にかかる費用を支援	新築・改築：総事業費の1/3以内（上限300万円） 改修・修繕：総事業費の1/3以内（上限100万円） 整備：原材料費の1/2以内（上限50万円）	安来市自治会振興に関する規則に定められている自治会 ただし、整備に関しては、市内に居住する5人以上の者で組織される民間団体も可	随時募集 ただし、年度内に実績報告を行うこと	
	地域振興課 ☎23-3067	小型除雪機購入費支援事業	冬季の安全で安心な生活を確保するために、住民自らが行う除雪に必要な家庭用の小型除雪機の購入費を支援	①個人：購入費の1/2以内（上限10万円） ②複数の個人による共同利用：購入費の1/2以内（上限：構成員数×10万円、ただし30万円まで） ③自治会：購入費の2/3以内（上限：構成員数×10万円、ただし50万円まで） ④複数の自治会で構成されている自主防災組織、又は生活支援協議体：購入費の2/3以内（上限構成自治会数×50万円）	対象者：左の①～④に該当する個人又は団体で、この補助金の交付を受けたことがない者（同一世帯の者が交付を受けている場合は対象外）。 対象となる小型除雪機：市内に本店又は支店を有する事業者からの購入であること。乗用でないものであること。購入前で新品のものであること。	随時募集 ただし、年度内に実績報告を行うこと	
	土木建設課 23-3311 地域振興課 23-3067 広瀬地域センター 23-3200 伯太地域センター 23-3303	安来市市民活動補償制度	自治会や自主的に構成された活動団体が市民活動、ボランティア活動中に負った事故に対して補償を行う	○賠償責任補償 ・身体賠償 1人 1億円 1事故 1億円 ・財物賠償 1事故 1億円 ・受託品賠償 1事故 100万円 ○傷害補償 ・死亡 500万円 ・後遺障害 15～500万円 ・入院補償 4500円/日 ・通院補償 3000円/日	自治会や自主的に構成された活動団体 ※団体の事前登録が必要（自治会については事前登録不要）	随時	
災害・安全	総務課 ☎23-3015	防犯灯設置事業補助金	防犯灯の新設や取り換え ※電球や消耗品の交換、移設は除く。	1灯当たりの事業費の2分の1に相当する額とし、100円未満は切り捨てる。 限度額 （1）既設電柱等：1灯当たり1万5千円（LED灯2万5千円） （2）専用柱を新設：1本当たり10万円	自治会、地縁団体等 ※今年度より申請用紙一式が変更となっておりますので、ご注意ください。	随時	
	防災課 ☎23-3074	自主防災組織育成事業補助金	▼防災資機材の購入や防災訓練等の実施に要する費用の一部を補助 ▼防災士資格取得に要する経費を全額補助（旅費を除く）	【防災資機材購入・防災訓練等】 対象経費の2/3以内（4回目以降は1/2以内） 上限は組織の構成世帯数に応じて4～16万円まで 【防災士資格取得】 研修受講料・受験料・教本代金・登録料の合計額	【防災資機材購入・防災訓練等】 市の認定を受けた自主防災組織 【防災士資格取得】 自主防災組織または自治会の推薦を受けた人	随時	
	防災課 ☎23-3074	災害見舞金	住家（母屋）が災害で被害を受けた場合の災害見舞金	▼全壊、全焼：3万円 ▼半壊、半焼：2万円	被害を受けた世帯主	随時 ※罹災証明書が必要	

医療・福祉	いきいき健康課 ☎23-3221	安来市医学生、薬学生、看護学生等奨学金	将来、市内の医療機関等に医師、薬剤師又は看護師等として勤務する意志のある医学生、薬学生及び看護学生等に修学資金として奨学金を貸与	市内で一定期間勤務することにより奨学金の返還が免除となる。 ・医学生・薬学生 月額5万円（無利子） ・看護学生 月額3万円（無利子）	安来市出身者で、将来、市内の医療機関等で医師、薬剤師又は看護の業務に従事する意志のある医学生、薬学生及び看護学生等	募集期間：4月1日から4月末日（閉庁日を除く） ※奨学金貸与決定の後、初回の貸与は6月予定	
	いきいき健康課 ☎23-3221	骨髄移植ドナー支援事業助成金	骨髄ドナーの負担軽減を図るため助成金を支給	通院または入院など、一日につき2万5千円。通算7日以内。	日本骨髄バンクが実施する骨髄などの提供を完了し、証明を受けた人 ※勤務先で休業補償されている場合を除く	随時	
	保険年金課 ☎23-3087	安来市子ども医療費助成金	0歳から就学前の乳幼児、小学生から中学校3年生の子どもの医療費の一部を助成	保険診療の部分について入院・外来・薬局等の自己負担分の全額	0歳から中学3年生までの子ども	随時	
	保険年金課 ☎23-3084	安来市福祉医療費助成金	障がいのある人、ひとり親家庭に対し、医療費の一部を助成	保険診療の部分について入院・外来の自己負担割合を1割に軽減（自己負担上限あり）、薬局での自己負担なし	・身体障がい、知的障がい、精神障がい、65歳以上で3か月以上寝たきりの人で一定の条件を満たす人 ・ひとり親家庭（一定の条件を満たすひとり親家庭の親とその子ども）の人	随時	
	子ども未来課 ☎23-3222	安来市不妊治療費助成制度	○一般不妊治療費助成：医療保険の適用となる不妊治療および検査、また人工授精に要した治療費の一部を助成 ○生殖補助医療費助成：医療保険の適用となる生殖補助医療（体外受精・顕微授精）に要した治療費の一部を助成 ○不育症治療助成：医療保険の適用となる不育症の原因を特定するための検査及び治療に要した治療費の一部を助成	○一般不妊治療費助成 ⇒上限1年間8万円 ○生殖補助医療費助成 ⇒1回の治療につき上限5万円 ○不育症治療助成 ⇒1度の妊娠につき上限5万円	・法律上の婚姻関係または事実婚姻関係にある夫婦であり、夫婦の一方が市内に住所を有する方 ・夫婦ともに医療保険の加入者である方 ・医療機関において、一般不妊治療、生殖補助治療または不育症治療を受けた方 ・治療開始日時点における妻の年齢が43歳未満である方	随時	
	子ども未来課 ☎23-3209	新生児聴覚検査費用助成事業	新生児期の聴覚検査費用の一部を助成する	検査費用の上限4千円を助成（1人1回）	市内に住所を有する人が出産した新生児	随時	
	子ども未来課 ☎23-3222	風しん予防接種費用助成	風しん予防接種（風しん単独ワクチンまたは麻しん風しん混合ワクチン）費用の一部を助成	接種費用の上限4千円を助成（1人1回）	A：妊娠中の女性の夫 B：4月1日において18歳以上50歳未満の妊娠を希望する夫婦 C：4月1日において18歳以上50歳未満の妊娠を希望する女性	随時	
	子ども未来課 ☎23-3222	おたふくかぜ（流行性耳下腺炎）予防接種費用助成	おたふくかぜ予防接種（任意接種）費用を無料	1回目、2回目の接種費用を全額公費とする	生後1歳から小学校就学前の幼児	随時	
	福祉課 ☎23-3217	精神障害者通院医療費助成金	精神障がい者が通院医療を受ける場合に、医療費を助成	医療費の一部負担金（自己負担上限額）の1/2以内の額	自立支援医療受給者証の交付を受けた人（同一医療保険の加入者全員が市民税非課税）	随時	
	福祉課 ☎23-3217	身体障害者用自動車改造費助成金	身体に障がいがある人自らが所有・運転する自動車の改造経費や、介護用自動車への改造などに対し、経費の一部を補助	経費全額（上限10万円）	▼身体障害者手帳所持者で上・下肢、体幹に障がいのある人 ▼下肢または移動機能障害1～2級あるいは体幹機能障害1～3級の人 の介護者	随時	
	福祉課 ☎23-3217	障害者自動車運転免許取得費補助金	普通、大特1種免許取得に係る費用を助成	当該経費の2/3（上限10万円）	身体障害者手帳または療育手帳所持者・精神保健福祉手帳所持者	随時	
	福祉課 ☎23-3217	人工透析患者通院費助成	身体障がい者が人工透析を受けるために通院した際の通院費の一部を助成	助成基本額（自宅から医療機関まで公共交通機関を利用したとみなし計算）の1/2以内の額	身体障害者手帳1級を有し、透析のため通院している人（本人と同じ医療保険の加入者全員が市民税非課税）対象	3月および10月	
	福祉課 ☎23-3217	難聴児補聴器購入助成費	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の補聴器購入費用の一部を助成	補聴器の購入費と基準価格を比較して、少ない方の額に2/3を乗じた額	市内に住所がある18歳未満の児童（所得制限あり）	随時	
	福祉課 ☎23-3246	母子家庭等自立支援教育訓練給付金	医療事務、ホームヘルパー、看護師等就業に有利な資格を取得するため、その受講経費の一部を教育訓練給付金として支給	・指定された教育訓練を受講する際、対象講座の受講料の60％に相当する額（上限あり、下限1万2千円）	母子家庭の母、父子家庭の父で、児童扶養手当の受給者、または、同様の所得水準にある人	随時 ※要件がありますので、必ず受講前にご相談ください。	
	福祉課 ☎23-3246	母子家庭等高等職業訓練促進給付金	資格を取得のため、一定の期間養成機関で修業する人に、その修業期間について、給付金を支給 また、訓練修了後に一時金を支給 対象資格：看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等	・市民税課税世帯 月額7万5百円 ・市民税非課税世帯 月額10万円 ※修学期間の最後の12か月は月額4万円を加算	母子家庭の母または父子家庭の父であって、児童扶養手当を受給しているか同様の所得水準にある人	随時 ※要件がありますので、必ず受講前にご相談ください。	
	福祉課 ☎23-3224	安来市独居老人世帯等緊急通報電話設置事業	市の貸し出した緊急通報装置に係る警備会社の通報監視業務費用を市が負担	警備会社の通報監視業務費用の全額	65歳以上のひとり暮らし世帯または高齢者世帯で、日常生活に何らかの不安がある人	随時	

	福祉課 ☎23-3224	安来市高齢者外出支援事業	自宅を出発地または目的地として、次の場合に利用する介護タクシーの運賃の一部を負担 ①保健・福祉制度の申請・利用 ②福祉施設等への入退所 ③市主催の会議・研修会などへの参加 ④医療機関への受診および入退院 ⑤二親等以内の親族の冠婚葬祭への参加 ※事前の登録が必要	片道の上限7千5百円とする運賃 (回送料金、待機時間料金、介護料金、有料道路の通行料金など運賃以外の料金は自己負担) ※往復で1回とし、1カ月に2回まで利用可能	65歳以上の市県民税非家財世帯(同居も含む)で、車椅子で移動が必要または寝たきりの人	随時	
環境	環境政策課 ☎23-3100	安来市廃棄物集積場設置整備費補助金	自治会が設置および整備する廃棄物集積場に要する経費の一部を助成	補助対象の集積場を使用する世帯数で異なる 5～9世帯：設置費用1/2(上限5万円) 10～14世帯：設置費用1/2(上限10万円) 15世帯以上：：設置費用1/2(上限15万円)	自治会	随時 ※3月末までに完成し、実績報告ができること	
	環境政策課 ☎23-3102	安来市太陽光発電システム等設置費補助金	太陽光発電システム及び蓄電池設備の設置費用の一部を補助する。	・太陽光発電システム 太陽電池の公称最大出力に1kWあたり1万円を乗じた金額(上限4万円) ・蓄電池設備 10万円(設置経費が10万円より少ない場合は、その金額を上限とする)	太陽光発電システム等を県内の事業所より購入、設置する者	随時 ※2月末までに完成し、実績報告ができること	
	環境政策課 ☎23-3102	安来市太陽熱利用設備設置費補助金	太陽熱利用設備(ソーラーシステム)の設置費用の一部を補助する。	補助対象経費の1/2(上限30万円)	市内の住宅、または市内の事業所等に新たに太陽熱利用設備(ソーラーシステムに限る)を設置する個人または法人等	随時 ※2月末までに完成し、実績報告ができること	
	環境政策課 ☎23-3102	安来市水環境保全事業補助金	河川等の地域環境の保全を図り、環境に配慮した地域づくりを推進するため、対象事業費の一部を補助する。	対象事業費の2/3以内(上限20万円)	市内に所在する民間団体	4月1日から4月30日 ※予算残額がある場合、当該期間以降も受付	
	環境政策課 ☎23-3102	定住促進飲用井戸設置事業補助金	市による水道整備が困難な地域において、飲用井戸等の設置費用の一部を補助する。	補助対象経費に応じて限度額を定める 150万円以下：対象経費の2/3 150万円を超え、250万円以下：補助対象経費から50万円を控除した額 250万円を超える：上限200万円	4月以降に契約を締結し、居住のために市内に飲用井戸等を設置する個人または共同利用の代表者	随時	
	下水道課 ☎23-3370	浄化槽設置整備事業補助金	計画に定める集合処理区域外および区域内でも7年以上整備が見込まれない地域での浄化槽設置者に対する補助	限度額は浄化槽の入槽に応じて定める。(詳細は交付要綱による) 例：5人槽：33万2千円(38万4千円)、7人槽：41万4千円(46万2千円)など ※()内は高度処理型の限度額	浄化槽設置者 ・詳しくは、下水道課へお問い合わせください。	4月から概ね10月末まで ※年度内での浄化槽設置完了が要件	
産業	やすぎ暮らし推進課 ☎23-3106	中小企業設備貸与制度保証金補給金	しまね産業振興財団の設備貸与制度割賦販売方法により、市内に設備を設置するもので、保証金を財団へ一括して支払った補償金に対し補給	支払った保証金に10分の1.6を乗じて得た額以内(上限50万円)	市内に事業所を有し、保証金を一括して支払ったもの	随時	
	やすぎ暮らし推進課 ☎23-3106	商業再生支援対策事業補助金	市内商業機能の維持・向上、快適な買物環境の創出による地域経済の活性化を推進する事業に対し補助	【小売店等開業支援事業】 改修費、備品購入費、広告宣伝費、家賃(12カ月分まで)などを補助 ▼補助率：1/2(上限：一般枠200万円、特別枠240万円) 【買い物不便対策事業】 既存店舗の理解を得て、住民の買い物不便対策に資する事業経費を補助 ▼補助率：1/2(上限1,000万円) 【移動販売・宅配支援事業】 食料品などの移動販売または、宅配に必要な車両、設備、運営費などを補助 ▼設備投資 補助率：1/2(上限200万円) ▼運営費 補助額：1年目10万円、2年目8万円、3年目6万円(年間経費20万円超に限る) ▼POSシステム等レジ関連機器の経費 補助率：1/2(上限20万円)	中小企業者等	随時 ※県の事前協議が必要	
	やすぎ暮らし推進課 ☎23-3107	ものづくり企業技術開発等支援補助金	特殊鋼関連産業をはじめとするものづくり企業のうち、技術力強化や取引拡大に努める企業における新製品、新技術等について補助	しまね産業振興財団の助成金または島根県の補助金(以下1、2)の交付確定額の1/2または補助対象経費の1/4以内 1. 特殊鋼産業成長分野進出促進助成金 2. 島根県先端金属材料グローバル拠点創出事業費補助金	企業(対象：しまね産業振興財団の助成金または島根県の補助金の交付確定を受けた事業)	随時	
	やすぎ暮らし推進課 ☎23-3107	11月11日追加 中小企業者等デジタル化支援事業費補助金	新型コロナウイルス感染症により影響を受け、感染防止対策と業務効率化等を推進するため、事業デジタル化の取組に要する経費の一部を補助	補助対象経費の4/5(補助上限100万円、補助下限10万円)	交付申請時において1年以上前から市内に本社又は主たる事業所を置く中小企業者・個人事業主	令和4年7月1日から令和5年1月31日まで(必着) 【注意】予算がなくなり次第、受付を終了します。	
	やすぎ暮らし推進課 ☎23-3106	11月11日追加 中小企業者等チャレンジ応援事業費補助金	新型コロナウイルス感染症の影響による経営環境の変化をとらえた取り組みを推進するため、従来の事業形態にこだわらない新商品・新サービスの開発や販路の開拓等、ポストコロナの対応を想定した事業継続のための変革にチャレンジする中小企業者等の新たな取組に要する経費の一部を補助	【チャレンジ応援タイプ】補助対象経費の4/5(補助上限100万円、補助下限10万円) 【県・国助成応援タイプ】国補助金又は県補助金の補助率が1/2の場合にあっては補助対象経費の1/3以内、2/3の場合にあっては補助対象経費の1/6以内、3/4の場合にあっては補助対象経費の1/12以内(補助上限100万円)	交付申請時において1年以上前から市内に本社又は主たる事業所を置く中小企業者・個人事業主	令和4年7月1日から令和5年1月31日まで(必着) 【注意】予算がなくなり次第、受付を終了します。	
	やすぎ暮らし推進課 ☎23-3105 (産業サポートネットやすぎ)	展示会・商談会出展促進プログラム	各地の展示会、商談会に出展する場合の出展小間料や会場使用料、ブース装飾費、PR媒体作成費、輸送費、旅費等を支援	単年度1件あたり、最大15万円 補助率：対象経費の2/3	中小企業者等	4月～12月	
	やすぎ暮らし推進課 ☎23-3105 (産業サポートネットやすぎ)	専門家サポート補助金	経営課題の解決に向け、各種専門家の指導を受ける経費を補助	単年度1案件につき3回までのサポート 補助金額：1回のサポートにつき謝金3万円+旅費	中小企業者等	4月～12月	
	やすぎ暮らし推進課 ☎23-3105 (産業サポートネットやすぎ)	人材育成セミナー補助金	産業従事者の知識習得と人材育成を目的とし、自ら又は他の機関が開催するセミナー等への参加を補助	単年度1件あたり、最大10万円 補助率：対象経費の2/3	中小企業者等	4月～12月	

	やすぎ暮らし推進課 ☎23-3105 (産業サポートネットや すぎ)	プロモーション支援補助金	自社及び自社商品の魅力向上、販路拡大を図 ることを目的として、プロモーションを行う 経費を補助	半年度1件あたり、最大20万円 補助率：対象経費の2/3	中小企業者等	4月～12月	
	やすぎ暮らし推進課 ☎23-3179	結婚活動支援事業補助金	市内に事業所を置く民間団体が行う独身者の 結婚を支援する事業に補助	補助対象経費から収入額を控除した額(上限 20万円)	結婚活動支援事業を企 画・開催しようとする 市内の団体	4月～12月6月上旬 ※予算残高がある場合 は当該期間以降も受 付。	
	農林振興課 ☎23-3338	市産木材利用促進補助金	市産木材を使用した住宅の新築・増改築・修 繕・リフォームについて、1戸あたり最大30 万円の補助金を交付	建築に使用する市産木材1㎡当たり3万円、限 度額30万円	住宅等を新築、増改 築、修繕またはリ フォームされる方で、 次の全てに該当する方 ①市内に住所を持つ方 (住宅の新築や取得に 伴って市内に移住する 予定の方を含みま す。) ②市税の滞納がない方 (同一世帯の方全員)	随時(ただし、予算状 況により年度中途で終 了する場合あり)	
	農林振興課 ☎23-3335	有害鳥獣被害対策事業費補助金	有害鳥獣による農林作物被害を防止するた めに設置した簡易な防護壁、防護柵、防護網、 電気牧柵、爆音機等の購入費に対し補助(当 該年度に市内に設置したものに限る)	購入費(ガスボンベ、バッテリー等消耗品に 要する費用を除く)の1/2以内の額個人：10 万円、団体30万円を上限	市内で農地等を有し、 維持管理をする農林作 物生産者、農林作物生 産者を有する集落組 織、営農集団	随時(ただし、予算状 況により年度中途で終 了する場合あり)	